

後期市町村事務説明会の説明要旨（更生医療）

R5.10.19（木）13:55～14:15

- 1 市町村からの問合せについて【別紙1】
- 2 判定依頼作成時の留意点について【別紙2】
令和5年度前期市町村説明会
「令和5年度自立支援医療【更生医療】について」の資料参照
- 3 病院への問合せ事例【別紙3、4】
【別紙3】
手術代（以前の手術で計上できない）
【別紙4】（「令和5年度自立支援医療【更生医療】について」 P.14～15）
入院費（他科での入院や社会的理由等は対象外）
- 4 薬局欄不要の事例【別紙5】

相談所への質問と回答

【別紙1】

障害部位	質問	回答
じん臓機能障害	1 シャント手術後、しばらく間をおいて透析導入となった。意見書は2枚必要か。	シャント手術と透析導入が併行して行われる場合は、1枚に併記でいいが、シャント手術が終了した後、期間をおいて透析導入する場合は、その都度意見書が必要。
	2 じん臓の意見書。昨年と医療内容に変更はないが、総額が35万円下がっている。判定依頼する必要があるか。	意見書内容の医学的判定を行うため、内容に迷われたときには判定依頼をしていただいてもよい。事例のような場合は、判定依頼の理由を備考欄に記載していただくと、判定の参考となる。
	3 じん臓の意見書「現症」欄「胸写」が空欄となっているが、記載してもらったほうがいいか。	「現症」欄は血圧、血清クレアチニン濃度、血清尿素窒素濃度の記載は必須。胸写所見は記載していないケースもあるが、照会までは不要。
	4 じん臓意見書のクレアチニンの値が昨年と違うが、判定依頼は必要か。	検査の値はその都度変動するので、前回の意見書と値が違って問題はない。
	5 透析で更生医療を受給している方が骨折し、整形外科のある病院に併行受療した際、骨折の治療費が計上されてきたが、支給対象となるのか。	対象とならない。骨折の治療費は一般医療となるため、更生医療支給対象外。透析代のみ対象となる。
	6 透析導入の予定は未定だが、シャント作成を行うことになった。更生医療の対象となるか。	対象とならない。じん臓機能障害は透析と腎移植を対象とするため、透析導入が決まってからのシャント作成のみ適応可能である。

障害部位	質問	回答
じん臓機能障害	7 腹膜透析・カテーテル移植術から腹膜透析・カテーテル設置術に記載が変更になった。医療費等の変更はないが、町で判断してもよいか。	手術名は医療機関で異なる場合があるが、内容は変わらないため、相談所の意見を必要としなければ、市町村で判断できる。
	8 A病院に通院透析中。骨折したためA病院(同病院)の整形外科に入院して透析をすることになった。この場合は併行受療で手続きをするべきか。	同一医療機関での透析であるため併行受療ではない。入院の認定を受けていない場合は医療内容の変更となる。また、もともと入院加療の見込みがある方でも、入院理由が当初の認定内容と異なったり、期間が見込みを超える場合は内容変更となる。
	9 じん臓機能障害手帳所持者が慢性腎不全の悪化により入院した場合は、入院費は更生医療の対象となるか。	内科的治療は更生医療の対象外。透析の費用のみ対象となる。ただし、DPCの医療機関である場合は、透析を必要とする疾病の場合は、入院費も対象となる。
	10 血液透析で入院30日、外来11ヶ月の判定を受けている人が、入院30日を越えてしまった。この場合の対応はどのようにしたらよいか。	判定を受けていた入院日数を越えてしまった場合は、内容の変更手続きが必要。新たに意見書を発行してもらう必要がある。

障害部位	質問	回答
心臓機能障害	1 心臓機能障害手帳保持者が他の心臓疾患手術を行う場合、同時申請等の手続きは必要なのか。	心臓機能障害の手帳を所持していれば、心臓の手術は可能。(疾病名が異なっても申請可能)
	2 経皮的冠動脈形成術を2回行うこととなったが、1枚の意見書にまとめて記載してもよいか。	当初から2回に分けて手術することが決まっているなら、1枚にまとめて記載可能。
	3 感染によるペースメーカー抜去は更生医療対象となるか。	感染の治療は基本的に更生医療の対象にならない。更生医療は障害の除去軽減が目的のため、ペースメーカー抜去のみは対象とならない。
肢体不自由	1 左膝関節の手術予定だったが、入院後、左右同時に手術することになった。再判定は必要か。	意見書の訂正は必要となる。両膝関節手術の必要性を判断する必要はある。
	2 右膝の手術をする前に2週間ほど血糖コントロール(糖尿病治療)が必要となった。血糖コントロールは更生医療対象となるか。	ならない。

障害 部位	質問	回答
その他	1 意見書の有効期間は決まっているのか。	有効期間の規定はない。
	2 そしゃくの申請があがっているが、身体障害者手帳未所持である。同時申請は可能か？	同時申請は対象外。更生医療を利用するためには、対象となる部位の身体障害者手帳を所持していることが必要。
	3 意見書に指定されていない訪問看護事業者の記載があったが・・・	訪問看護事業者も指定が必要。指定であっても、意見書に訪問の指示等が記載されていなければ、利用はできない。
	4 意見書の医師名が指定医と指定医以外の連名で記載されているが・・・	指定された医師の記載があれば、他の医師と連名でも可。
	5 肝臓機能障害4級帳所持。肝臓疾患で腹水がたまっているため、内科的治療をするが更生医療の適応になるか。	肝臓機能障害は肝移植とその後の免疫抑制療法のみ更生医療の対象となるので、内科的治療は対象とならない。
	6 受給者証発行後、薬局変更希望があったが・・・	指定薬局であることが確認できれば、受給者証の薬局名変更で対応可能。
	7 指定医が不在となったため医療機関の指定が取消となった。医療機関や薬局を変更したくないという相談があったが、薬局だけでも更生医療適応は可能か。(指定医の処方ではない薬剤の処方)	薬剤の処方指定医であることが必要であるため、薬局だけの利用は出来ない。(厚生労働省見解)
	8 現在利用している薬局が指定薬局ではなく、来月から指定されるということだが、今月分の薬剤費は更生医療適応になるか。	現在、指定薬局でないため、更生医療は適応できない。
	9 肝臓機能障害の合併症である下肢血栓除去術は更生医療対象となるか。	合併症の治療は対象とならない。

判定依頼時の留意点について（依頼）

1 進達

- ・ 身体障害者手帳と更生医療同時申請の場合、必ず手帳交付後に更生医療の進達を行う。
- ・ 他県（熊本市含む）から転入された場合、身体障害者手帳の転入処理が済んでいるか確認が必要。転入届の提出をされていない場合、県に手帳情報が無いため、確認・判定ができません。

2 判定依頼書作成

令和5年度前期市町村説明会

「令和5年度自立支援医療【更生医療】について」(P. 36～37) 参照

氏名、生年月日、住所欄

- ・ 氏名、生年月日、住所は住民基本台帳のとおり記入。特に住所については、判定依頼書に住基を記載されていても、身障手帳情報の住所と異なっていることがある。

異なる場合は、手帳の住所変更も必要となるため、身体障害者手帳担当者にも伝えて対応をお願いします。

身体障害者手帳欄

- ・ 身体障害者手帳情報は交付されている障害内容は全て記載する。また、手帳に記載されているとおりに記載する。
- ・ 心臓の同時申請の判定依頼を行う場合、手術前（4級）の手帳情報の記入が必要。手術後の手帳情報で依頼されることが多い。

併行受療

「令和5年度自立支援医療【更生医療】について」(P. 44)

「自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要項第5項の6」参照

- ・ 併行受療はやむを得ない場合が前提のため、入院による医療機関変更で退院日が未定の場合などは、医療機関変更で対応を行ってください。

備考欄

変更、併行受療、遅延、他判定依頼の理由等記載をお願いします。

3 意見書日付

- ・更生医療の意見書の日付は、身体障害者手帳交付日と同日または後日。
 - ・更生医療同時申請の場合は、身体障害者手帳交付日と同日。
- (同時申請日が閉庁日のため、手帳交付日が後日となる場合があります)
- 同時申請で、更生医療の意見書の日付が手帳交付日と異なる場合は、一度病院へ確認をお願いします。

4 免疫機能障害進達時 **プライバシー保護に留意**

- 「令和5年度自立支援医療【更生医療】について」(P.28)参照
- ・進達の際は、氏名欄等の個人情報を付箋等で目に触れないようにし、相談所担当者(R5年度:宮本)宛、**親展**文書として郵送してください。
 - ・判定書も市町村担当者宛に親展文書として発送しますので、必ず担当者氏名を明記してください。

自立支援医療（更生医療）意見書

（じん臓機能障害）

氏名		性別		
住所		身体障害者手帳		1種1級
病名	慢性腎不全		発病	R 5年3月17日頃
現症	主要尿毒症 検査成績（透析前） 倦怠感 ア 内因性クレアチンクリアランス値 ml/分 測定不能 胸写所見 CTR: 55% イ 血清クレアチニン濃度（9.52 mg/dl） 血圧 147/66 mmHg ウ 血清尿素窒素濃度（132 mg/dl）			
医療の 具体的 方針	1. 血液透析 週 3回		治療効果の見込み 良好	
	2. その他 （シャント作成術等記入） 2023年4月11日 左肘部内シャント作製術		入院が必要な理由（具体的な症状など） 倦怠感といった尿毒症症状を認め透析導入が必要なため 入院。透析導入。	
入院年月日	2023年4月10日		手術予定 日	2023年4月11日
治療 見込 期間	入院治療期間 30日間		30日間	
	通院治療回数並びに期間 143回		336日間 11か月 } 通算 366日	
	訪問看護予定回数並びに期間 0回		0日間 0か月	
医療費 概算額	手術	120,000円	検査	20,000円
	投薬	0円	基本診療	99,000円
	注射	0円	入院	479,000円
	処置	3,718,000円	移送費	0円
	訪問看護費	0円	その他	311,000円
	合計	4,747,000円		
医療等に 要する費用 の見込額	入院医療費	919,000円	移送費	0円
	通院医療費	3,828,000円		
	訪問看護費	0円	計	4,747,000円
指定 医療機 関	病院 診療所	令和05年04月24日 医療機関名 所在地 医師名		
	薬局	薬局名 所在地 薬剤師名 (印)		
	訪問看護事業者	訪問看護事業所名 所在地 代表者名 (印)		

自立支援医療(更生医療)意見書(じん臓機能障害)

氏名		性別		生年月日	
住所				身体障害者手帳	1種1級
現症	主要尿毒症：倦怠感 胸写所見：CTR50.4% 血圧：172 / 62 mmHg		検査成績：(口透析導入・ <input checked="" type="checkbox"/> 透析前) ア.内因性クレアチンクリアランス値 測定不能 ml/分 イ.血清クレアチニン濃度(3.95 mg/dl) ウ.血清尿素窒素濃度(39.5 mg/dl)		
医療の 具体的 方針	1.血液透析週3回 2.その他(シャント作成術等記入) 年3回のPTAが必要な見込み		治療効果の 見込み	生命の維持及び尿毒症の改善の為には人工透析が必須	
			入院が必要な理由 (具体的な症状など)	腰部脊柱管狭窄症があり、リウマチ性多発筋痛症もあり痛みが強く自宅生活は困難である。	
入院年月日	2023年03月30日		手術予定日		
治療 見込期間	入院治療期間 365 日間 通院治療回数及びに期間 回 日間 ヶ月 訪問看護予定回数及びに期間 回 日間 ヶ月		通算	365 日	
医療費概算額	手術	円	検査	円	
	投薬	円	基本診療	円	
	注射	円	入院	7,300,000 円	
	処置	4,200,000 円	移送費	円	
	訪問看護費	円	その他	円	
	合計	4,200,000 円			
医療等に要する 費用の見込額	入院医療費 11,500,000 円 通院医療費 円 訪問看護費 円	移送費	円		
		計	11,500,000 円		
指定医療機関	病院 診療所	2023年03月30日 医療機関名 所在地 医師名			
	薬局	薬局名 所在地 薬剤師名 印			
	訪問看護 事業所	訪問看護事業所名 所在地 代表者名 印			

